事例No.	622
公表年度	H29
団体の属性	一般市
団体名	長野県飯田市

事例区分	第三セクター

タグ	・会社法法人 ・公共施設活用

事例種類	公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

事例内容・タイトル

堆肥センターの建設、運営による「食農循環」の推進

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	堆肥センターの建設、運営による「食農循環」の推進
団体名	長野県飯田市
法人名	(有)いいだ有機

＜地方公共団体のデータ＞

人口（人）	103，507
標準財政規模（百万円）	27，369
財政力指数	0.53

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 29 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 28 年度決算の数値

＜法人データ＞

[出資等の状況]（平成 29 年 3 月 31 日時点）

飯田市	1（40.0%）
その他	2（60.0%）
役職員数（人）	3

[経営状況]（平成 28 年度決算）

（単位：百万円）

経常収益	22
経常損益	5
当期純損益	4

資産	29
負債	3
純資産	26

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

（有）いいだ有機は、家畜排せつ物、きのこ廃培地、家庭生ごみ等の有機性廃棄物を原料としたリサイクル堆肥化施設である「飯田市堆肥センター」の管理運営業務を実施することを目的として、飯田市、JAみなみ信州、地元畜産農家組合の 3 者が出資し、平成 15 年 7 月に設立され、堆肥の生産及び販売業務、日常的な施設の保守管理業務を行っている。





1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

当事例は、飯田市が目指す「環境文化都市」を具体化する施策の一環として建設された「飯田市堆肥センター」の管理運営について、関係団体が出資し責任を持ち合う新たな第3セクター会社を設立することで、出資団体相互の連携と役割分担の中での事業推進を可能とし、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施を実現した取組である。

２．取組の背景、理由、着手のきっかけ

飯田市では「環境文化都市」を目指す都市像としてまちづくりを進めており、これを具体化する施策の一環として、飯田市堆肥センターが建設され、当施設の実際の管理運営を行う法人として（有）いいだ有機が設立された。当施設の主な建設背景としては、以下の 4 つが挙げられる。

⑴ダイオキシンの規制強化に対応するための新焼却場の建設計画（平成 15 年当時）において、生ごみを中心とする焼却ごみのリサイクル・減量化を推進することが課題となっていたこと。
⑵家畜排せつ物及びきのこ廃培地の不適切処理による悪臭、水質汚濁等の対策が課題となっていたことに加えて、「家畜排せつ物法」の制定によって野積み及び素掘り等が禁止されることとなり、家畜排せつ物の適正処理に向けた取組の必要性がさらに高まったこと。
⑶農地の土壌検査により、化学肥料や農薬の多量使用が原因となって土壌が硬化し、収穫量の低下を来していることが明らかになり、農地の地力再生が必要となっていたこと。
⑷地域内の食と農の、消費者と農業者の結びつきが弱まっているため、生ごみを媒介にしてこれを結びなおす（地域から出る有機性廃棄物を原料に堆肥を生産し、この堆肥を使って果樹園・畑・田んぼの土づくりを進め、この土からできる農作物をできるだけ地域内で消費し、その有機性廃棄物を原料に堆肥を生産する、以下繰り返し）地域内循環の推進を目指そうと考えたこと。

以上の理由から、家畜排せつ物、生ごみ、きのこ廃培地を混合利用する堆肥化施設をつくることが当地域の実態に即した選択肢であると判断した。

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①主要な課題と解決のための検討内容

飯田市堆肥センター建設及び管理運営方法の主要な課題は、以下の 2 点である。

（ｉ） 当施設は一般的な機械生産施設と異なり、日々変わる原料の水分・組成状態、発酵状態を経験則的に把握できるノウハウを持つ者が日常的に品質管理を行いながら堆肥を生産し、地域内の耕種農家へ高品質な堆肥を供給する必要がある。

よって、事業運営には主たる原料を搬入し、継続的に関与できる畜産農家の積極的な事業参画が必要であると考えられる。

（ⅱ） 当施設の管理運営には多額の維持管理経費がかかるため、原料となる廃棄物の処理料収入、堆肥の販売収入等による収益性を強く意識した運営が求められる。特に大きな収入ウエイトを占める堆肥販売は、確実な流通先の確保と、販売・利用を促進できる仕組みが必要となる。

よって、事業運営には、堆肥の流通先である耕種農家が多く加入し、資材店舗からの販売促進のノウハウを持つ地元農業協同組合の事業参画が不可欠であると考えられる。

②決定された取組方針とその理由

当施設による堆肥化事業の良好な推進を図るためには、各原料排出者が搬入時の原料状態を把握でき、良質な原料を確保できる仕組みづくり、熟練技術者の確保による高品質堆肥を生産できる仕組みづくり、生産した堆肥の流通利用先の開拓及び確保により確実に有効利用できる仕組みづくりが不可欠であることから、飯田市が全ての管理運営責任を負う直営方式ではなく、原料を排出する 3 団体が一定の責任を持ち合い、相互連携と役割分担の中で事業推進できることを可能にする第 3 セクター会社を設立する方式が適切であると判断した。

(2)取組の具体的な進め方

①取組の推進体制

法人の運営にあたっての組織体制、各参画団体の役割分担は次のとおりである。

（ｉ） 畜産農家が堆肥の主原料となる家畜排せつ物を搬入する。
施設の管理運営と良質な堆肥生産作業を担う。

（ⅱ） みなみ信州農業協同組合がきのこ廃培地を搬入する。
組織的な堆肥の流通及び販売促進を担う。

（ⅲ） 飯田市が自ら処理責任を負う一般廃棄物（生ごみ）を搬入する。
施設及び法人の円滑な事業実施のための総合調整業務を担う。

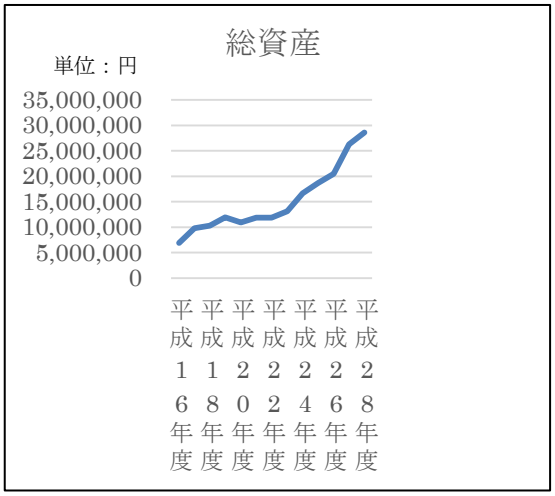
②関係者との調整内容、過程等について

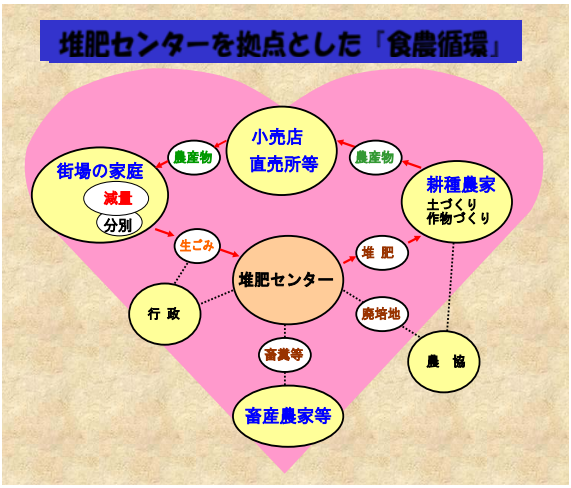
平成 11 年に発案された堆肥センター建設構想に合わせて周辺畜産農家との調整を開始し、平成 13 年からは地元農協も参画した本格的な検討が重ねられ、各関係者の意向を踏まえながら、法人の出資割合、定款、役員等の事項を決定した。平成 15 年 6 月に設立総会を開催し、同年 7 月に正式に法人が設立した。

法人設立にあたっては、家畜排せつ物の処理責任を負う畜産農家組合が 50%を出資することで、主体的に施設の管理運営を実施する体制とした。

4．取組の効果

(1)当施設での取組が一つのきっかけとなり、市内の消費者と、その食を支えている農業者をつなげる「食農循環」の考え方が、堆肥の販売を通じて認知されるようになってきた。
なお、平成 29 年からの新焼却場の稼働により、堆肥センターへの家庭生ごみの搬入はなくなったが、地域内の公共施設及び事業者から搬入される生ごみを媒介とした「食農循環」の取組は継続している。
(2)堆肥の域内流通による土づくりを推進しながら、循環型で持続的な農業を振興するとともに農村の生活、営農環境の向上が図られた。
(3)熟練の経験とノウハウを持つ畜産農家が堆肥生産業務を担うことにより、良質な堆肥を安定して生産することができている。さらに、地元農業協同組合との連携を深めて堆肥の販路拡大に努めることで、安定的な販売実績を挙げることができている。
(4)経営面においても、累計損失なしの健全経営がなされており、第３セクター会社として市との関係性を有しつつ、民間活力を取り入れた効率的な事業運営がなされている。





5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

(1)運営開始から 10 年以上が経過し、経営も軌道に乗ってきていることから、長期的視点での施設運営の方向性の検討
(2)原料の安定的な確保による良質な堆肥生産と、堆肥の流通・販売先のさらなる拡大
(3)堆肥を利用して生産された農産物の域産域消の推進と、「食農循環」の取組の認知度向上

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

堆肥化施設の建設及び管理運営にあたっては、利用が想定される原料を調達しての独自の堆肥化実験を実施したり、全国各地の堆肥化施設約 20 箇所の視察調査を行うことで、地域の実情に合った方法を検討する上で非常に参考となり、現在までの良好な運営につながっている。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	飯田市農業課	連絡先	0265-21-3217